Client Alert

August 2016

サプライチェーン等における人権侵害の防止

英国現代奴隷法に基づく声明公表義務の期限が迫る

1.　初めに

納入業者を含むサプライチェーン等の事業過程において、労働者に過酷な労働条件を課し自由を奪うなど労働者を所有物の如く扱う状況や、労働者に対し巧妙な制裁のもと労務を強制する状況等を示す「現代奴隷」や、搾取対象となる人の移動をあっせんなどする「人身取引」といった人権侵害行為について、近年、益々社会的非難が高まっています。

こうした潮流の中、2015 年 3 月 26 日に英国にて制定された英国現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015、以下「英国現代奴隷法」という）は、一定の事業団体に対し、当該事業団体のサプライチェーン及びその他の事業活動の過程において取り組まれた、現代奴隷及び人身取引防止のための措置の公表を義務付けており、2016 年 3 月 31 日以後に事業会計年度を終える企業については、2015-16 年度の会計年度について当該公表義務を負います。

さらに、同法のガイドラインである「サプライチェーン等における透明性に関する実務ガイド」（Transparency in Supply Chains etc. A Practical guide、以下「実務ガイド」という）によれば、当該事業団体の会計年度の末日から 6 ヶ月以内に声明を公表することが望ましいとされており、例えば、本年 3 月 31 日に会計年度を終了する企業は、本年 9 月末日までに声明を公表することが推奨されています。

製造業、金融業など業界を問わず、英国での事業にかかわりのある日本企業は、上記義務の対象となる可能性があるため、各企業において同公表義務の対象となるかについて事前に検証を行い、対応について準備する必要があります。また、英国での事業自体行っていない日本企業であっても、同公表義務を負う英国企業との取引を有する限り、英国現代奴隷法コンプライアンスに関する協力を要請される可能性があります。

そこで、本クライアントアラートでは、英国現代奴隷法に基づく声明公表義務の対象、内容、制裁について説明するとともに、今後の対応について概説します。

2.　英国現代奴隷法における声明公表義務について

(1)　声明公表義務の対象

声明公表義務の対象となるのは、a. 英国で事業の全部又は一部を行い、b. 商品又はサービスを提供し、かつ、c. 3600 万ポンド以上の年間売上を有する、d. 会社又は組合です。さらに、実務ガイドによれば、「会社又は組合」には、日本で設立された法人又は組合も含まれ、「年間売上」の算定対象は、子会社（英国で事業を行うか否かを問わない）の売上額も含まれます。

そのため、例えば、日本企業が、EU 統括拠点として英国子会社を設立している場合で、グループ企業全体としての年間売上が 3600 万ポンドを超える場合には、声明公表義務を負う可能性が高くなります。

なお、実務ガイドは、上記対象要件を完全に満たしてなくとも、英国現代奴隷法にもとづく声明公表義務を実施することを推奨しています。そのため、例えば、英国子会社を設立している日本企業グループにおいて、年間 3600 万ポンドの売上要件を辛うじて下回る場合であったとしても、英国市場における影響、利害関係人との関係を見極めた上で、声明公表を行うか否か検討することが望ましいと言えます。

(2) 声明公表の内容

英国現代奴隷法は、声明公表の内容として、以下の事項が含まれることを例示しかつ推奨します。

① 企業の組織構造・事業・サプライチェーン

② 現代奴隷及び人身取引に対する方針・ポリシー

③ 事業やサプライチェーンにおける、現代奴隷及び人身取引に関するデューディリジェンス

④ 現代奴隷及び人身取引のリスクがある事業やサプライチェーンの特定、及び当該リスクの評価・対処するための措置

⑤ 現代奴隷及び人身取引の防止に向けた措置の実効性、及び適切な業績指標による評価

⑥ 現代奴隷及び人身取引に関する、従業員向けトレーニング及び能力開発

但し、実務ガイドによれば、初めての声明公表においては、現代奴隷及び人身取引防止に関する取組みを開始し、これに実効性を持たせるための調査又は第三者との協力活動といった行動計画が示されるだけでも足りるとされています。

(3) 声明公表義務違反に対する制裁

違反した場合の社会的制裁としては、第一に、NGO、メディア、消費者、投資家などから社会的非難を受け、レピュテーションが損なわれるリスクが挙げられます。もっとも、これに加え、英国現代奴隷法は、法的制裁として、英国内務大臣が高等裁判所に対し該当企業に法の遵守を要求するための差止命令の申立てができる旨を規定し、さらに、当該企業がかかる差止命令に従わなかった場合には、金額無制限の罰金刑が科され得ることになっています。

3. 今後の対応について

英国で一部事業を行っている又は英国に現地子会社を設立している企業においては、まずは、自社が英国現代奴隷法の声明公表義務の対象となっている否か、確認することが必要となります。その上で、声明公表義務の対象となっている場合には、現代奴隷及び人身取引の防止及びこれに通ずる社内取組み状況を、社内関係各部署に確認をとり、現状を把握し、声明公表のための準備を早急に進めることが望ましいと言えます。

また、英国で事業を行っていない又は英国に現地子会社が存在しない企業であっても、英国企業との取引を事前に確認、特定し、当該英国企業から、英国奴隷法コンプライアンスに関わる協力要請があった際にも混乱なく円滑に対応できるよう、事前に当該取引担当部署・担当者に状況を説明しておくことが望ましいと言えます。

なお、英国現代奴隷法の執行面につき、現時点において、BREXIT による影響は確認されていません。但し、英国現代奴隷法は、テリーザ・メイ氏が内務大臣在任当時に同氏主導のもと立法された法律であり、同氏の英国首相就任に伴い、同法の執行が今後盛んになる可能性もあります。

また、サプライチェーンをめぐる人権コンプライアンスについては、英国現代奴隷法の他にも、一定の紛争鉱物を製品に使用する企業に対して、原産国を調査し、一定の事項を報告する義務を課す米国紛争鉱物規制法（金融規制改革法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act, "Dodd-Frank Act"）第 1502 条。米国 SEC に年次報告書を提出している発行体が対象。）などの規制があるため、これらのコンプライアンスの必要性、遵守状況について念のため確認を取っておくことも、将来的なコンプライアンス違反リスク回避の観点からは望ましいと言えます。

www.bakermckenzie.co.jp

本クライアントアラートに
関するお問い合わせ先

武藤　佳昭
パートナー
03 6271 9451
yoshiaki.muto@bakermckenzie.com

村主　 知久
パートナー
03 6271 9532
tomohisa.muranushi@bakermckenzie.com

吉田　武史
アソシエイト
03 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com

林　栄美
アソシエイト
03 6271 9900
emi.hayashi@bakermckenzie.com

山内　理恵子
パラリーガル
03 6271 9890
rieko.yamauchi@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー 法律事務所
（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

©2016 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。